

## 平成 17 年度からの第三者評価改訂のポイント

東京都福祉サービス評価推進機構

### 改訂の視点


「評点にばらつきがある」「評点がつけにくい」等の意見に対応し、より明確な評点算出方を考慮します

適切な状態を示す評点 A の基本となる標準項目を設定します

事業所の創意工夫・独自性を評価します

標準項目を上回る項目については、A+ で評価します

### 1. 事業評価の評点を変更します

平成 16 年度まで	平成 17 年度以降（予定）
5 ~ 1 の 5 段階 公表は  で表示	A+ . A . B . C の 4 段階

### 2. 標準項目・促進項目を設定し、事業評価の調査票を変更します

《事業評価分析シート 6 . サービス提供のプロセスの経営層用調査票イメージ》

サブカテゴリー	評価項目	基準項目	事実情報	コメント
1. サービス情報の提供・案内	(1) 利用希望者に対してサービス選択に必要な情報を提供している 評価 (A+.A.B.C)	<p>パンフレット、ホームページ等入手できる媒体に、事業所の理念やサービス概要等の最新情報を掲載している</p> <p>パンフレット等に利用者の一日の生活状況や事業所の特徴がわかる情報を掲載している</p> <p>利用希望者の特性を考慮し、広報媒体や文字の大きさ、簡易な表現などを工夫している</p> <p>事業所の理念や提供するサービス内容を紹介した情報を多数の人が知ることができるようにしている</p> <p>利用者のサービス選択に関わる関係者にパンフレット等を配布している</p> <p>地域住民の理解を深めるため、広報誌を作成し、配布している</p>	<p>・パンフレット (発行時期 年月・部・配布先 )</p> <p>・ホームページ (独自・共同、更新ルール有無・担当者有無)</p> <p>・広報誌発行 (年 回・部・配布先 )</p> <p>・その他広報物</p>	
		<p>【標準を上回ると考えられる取り組み】</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用希望者がサービス選択のために必要な情報は何かを把握し、それに基づいて情報を提供している</li> <li>・地域の関係機関と協働しながら、事業所の「空き情報」を提供している</li> <li>・関係機関と連携をとり、潜在的な利用希望者への情報提供を行っている</li> </ul>		
		<p>(2) . . .</p> <p>(3) . . .</p>		

促進項目は標準を超える項目であり、事業所独自の取り組みを記入します。参考として示している項目は例示です。

こうした東京都独自の第三者評価の取組について、国に対しても働きかけ、理解を得ていきます。